

## ■「習志野市いじめ防止基本方針」(案)のパブリックコメントでいただいた御意見等と市の考え方

No.	習志野市いじめ防止基本方針(案)	御意見等の要旨	市の基本的な考え方
1	はじめに		
1		<p>・「いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要」この箇所は実に重要な理念であると思う。しかし、いじめは被害者と加害者が固定していない流動性をもっているケースが多くなっている。そのいじめの「原因」をどのように考え、この方針案を作成したのか、明らかにしておかなくてはならないだろう。</p>	<p>・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月:文部科学省)において、「いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。」と示されており、本市においても、いじめが生まれる背景やいじめの防止等に関する対策を参酌し、方針を策定いたしました。今後も、本方針を基に、いじめの防止等に取り組むとともに、「習志野市教育基本計画」に基づいた「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を進めることによって、いじめを生まない教育、いじめを許さない教育を進めていくという決意のもと取り組みを進めてまいります。</p>
2	(1)いじめの防止等の対策に関する基本理念	<p>・「関係者」とは誰を指しているのか不明であり、対象者を明確にすべきである。例えば、「関係者」として、学校関係者(*1)、保護者や関係機関等(*2)が考えられるが、誰を考えているのか。 (*1)の例:学校、教育委員会、習志野市 (*2)の例:関係機関(警察、児童相談所、法務局など)、いじめ問題連絡協議会等</p>	<p>・「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省)において、「子供を取り囲む大人一人一人が、(中略)それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体を関わる国民的課題である」こと、「いじめ問題への対策を社会総がかりで進める」ことが示しております。また、「いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化」も掲げられており、本市においても、習志野市民が一丸となって取り組むべき課題であると認識して取り組んでまいります。「関係者」の対象者を明確にすべきであるとの御意見と併せて、「関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいくことが必要である。」を、「市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいくことが必要である。」に改め、いじめ防止等に、子供を取り囲む大人一人一人が連携し、取り組む重要性を明記することといたしました。</p>
3		<p>・「習志野市民が一丸となって取り組んでいく…」の文章は、「一丸」となって取り組む「主語」が「習志野市民」になっている。いじめ防止に「習志野市民」が取り組むことに異論はないが、いじめ防止は習志野市の「一般市民」が主体となって取り組む課題ではない。行政が「習志野市民」に期待する具体的な役割を明確にするとともに、「習志野市民」という表現に「一般市民」を含むのであれば、この文章は不適切であり、検討を要する。</p>	
4		<p>・取り組みの主体は学校関係者でなければ実効性は担保されない。また、いじめ防止が「必要である」ことは自明のことであり、その必要性を明記するのではなく、「いじめ防止」を断固として実行する決意を理念とし表現すべきである。</p>	
5	(2)いじめの定義	<p>・習志野市の現状に合った定義を書くべきではないか。文部科学省の定義では「いじめ」のイメージが全くわいてこない。何をどうすればよいのか分からない。この定義から子供たちの「いじめ」を早期発見ができるのだろうか。「いじめられた側がいじめられていると判断すればいじめになる」という考え方は、本人の自己申告がない限り「いじめ」とは認められないことになってしまうのでは。「いじめる側に向けたアンケート」を行い、加害者側の考えや動機について調査することが必要である。</p>	<p>・本方針においては、「いじめ防止対策推進法」第2条に基づき、いじめを定義いたしました。同法では、いじめを受けた児童生徒の立場に立った判断こそが重要であるという前提に立ち、いじめを受けた児童生徒の主観的な判断に基づいていじめの範囲が決定されることが示されております。いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持することを目的とすること、更に、時としていじめは第三者による客観的な判断が行われにくい場合が少なくないという実態があることを受け、本市におきまして、「いじめられた側がいじめられていると判断すればいじめになる」という考え方を基本とするとともに、「いじめられた側」がいつでも相談できる環境を作ること、相談がなくとも把握する体制を作ることが何より大切であると考えております。また、いじめたとされる児童生徒からも事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するとともに、児童生徒の健全な成長に向けて指導を進めてまいります。</p>
6		<p>・下線部の主語は「児童生徒」ということになるが、下線部文脈の「主語」を誰と考えているのか。</p>	
7		<p>・いじめを「認識して放置」することは絶対にあってはならないことであり、特に、学校関係者は「いじめを認識して放置」することは絶対に許されないことである。</p>	<p>・「また、…努めるものとする。」の「主語」は「児童生徒」と意図しておりました。なお、「いじめ防止対策推進法」第4条に「いじめの禁止」が掲げられていることを受け、パブリックコメント案では「(3)いじめの禁止」としておりましたが、本方針の基本理念に関わる人権尊重の理念を大切にすることを打ち出すために、この項目を「(3)いじめの認識」に改め、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、『いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。』という認識をもつ。」に改めました。</p>
8	(3)いじめの禁止	<p>・いじめを認識しながら放置するなどというのは「正しい」。だが他者の「不正」に真正面から、「否」を指摘するのは、容易ではない。大人の社会でもできない場合が多い。子供に大人にできないことを要求するなら、それなりに子供が信頼できる「安全保障」が無ければならないだろう。いじめられたくないからいじめる側にまわるケースも多い。どのように「いじめを放置しなかった子供」を保護するのだろうか。</p>	
2	いじめの防止等に関する基本的考え方		
9		<p>・児童生徒に直接「理解を促し、指導を推進する」のは習志野市や教育委員会ではなく、「学校」ではないのか。習志野市や教育委員会が、「いじめ防止」の主体である「学校」抜きにして児童生徒に「理解させ、指導する」ことは出来るはずがない。この文章の狙いと意図を説明して欲しい。習志野市や教育委員会の立場や役割を考慮した文章に修正すべきである。</p>	<p>・児童生徒を主体となって指導するのは学校ですが、習志野市・習志野市教育委員会は、学校が指導を推進するよう働き掛けるとともに、連携していじめ防止等に対応する立場にあると捉えております。今後も、いじめの防止等の対策における学校の取り組みを推進することに取り組んでまいります。</p>
10	(1)いじめの防止	<p>・「児童生徒が互いに良好な関係を築く」これも実感が伴わない言葉に響く。極限状態にあるとき人が求めるのは「関係性の遮断」ではないだろうか。「逃げ出したい!」「関係をもたたくない!」「逃げる。」可能性・権利だろう。良好な関係の中には、関係を絶てる可能性も必要と思われる。「児童生徒が互いに良好な関係を築く」ことができるために、教育関係者は何をやるのだろうか。具体策が明らかにされ、子供たちがそれを信頼できる対策が明示されなくてはならないと考える。たぶん基本計画の段階では明らかにされ児童生徒の信頼も得られる対策がうちだされると信じている。</p>	<p>・この項目は、「いじめを防止」するための基本的考え方を示すものとして位置づけております。いじめ事案への対処等につきましては、「(3)いじめへの対処」等に示し、適した対応・解決を行うことができるよう関係機関と速やかに連携を図ってまいります。</p>

11	(2)いじめの早期発見	<p>・「・・・いじめの兆候を捉える取り組みと、・・・相談できる体制を学校内外に整備する取り組みが重要である。」となっているが、それぞれの「取り組み」が重要であることは自明のことであり、本当に実行することを求めるべきである。定期的なアンケート調査;個別面談等;いじめの兆候を捉える取り組み;いじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる「体制整備」;教職員たち、子供たちを守る大人たち、いじめ問題に直接関わる人材、への研修;市民に向けた啓発;等…これらの項目はとても大切である。相談にきた子供をどのようにして守れるのか。子供に信頼される「体制整備」は容易ではないだろうが、取り組まなくてはならない。</p>	<p>・「いじめの兆候を捉える取り組み」と「いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が速やかに相談できる体制を整備する取り組み」を早期発見の重要な取り組みとして位置づけ、実行してまいります。</p>
12	(3)いじめへの対処	<p>・「必要に応じて警察との連携を図る」際の判断の責任は誰にあり、判断基準は準備されているのか。校長一任になっているのだろうか。習志野市の現状で、警察が何らかの形で関わった事件はどのぐらい発生しているのか。犯罪となる重症ケースが減少することをまずはめざすべきと思われる。</p>	<p>・「いじめ防止対策推進法」第28条に、重大事態として「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と示されており、これが一つの判断基準となると捉えております。今後も、学校だけの問題と捉えず、連携を図りながら対応してまいります。本市において、これまで警察が関わった事案は1件ありました。今後引き続き、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。</p>
13	(4)地域や家庭との連携について	<p>・現代のいじめがあまりにも斬新性があり、家族も地域もどのようにすればよいのか分からないのではないのか。家族や地域が「現代のいじめ」を理解できるように説明会や講演会やパンフレットや意見交換会などを積極的に進めなければならないだろう。「いじめ」問題への一般市民の関心はニュース事件のレベルと思われる。子供を安心して生み、安心して育てられるまちづくりの基本中の基本と考える。</p>	<p>・今後も、家庭・地域への働き掛けについても取り組みを進め、ともに見守り育む体制の構築に努めてまいります。</p>
14	(5)関係機関との連携について	<p>・「関係機関(警察・児童相談所・法務局など)との連携」は大変重要だと考える。警視庁少年保安課のいじめの定義と習志野市が提案している定義(文部科学省)とは異なる。連携に問題はないのだろうか。教育関係者、習志野警察署の少年保安課、行政、議員、市民をまじえ「いじめ対策検討会」を開催してはどうか。</p>	<p>・いじめ防止等の対策に関して関係機関との連携は大変重要であると捉え、対策を講じております。その一つとして、関係組織の立ち上げに向けて準備を進め、総合的・計画的にいじめ防止等の対策を行ってまいります。</p>
<b>3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策</b>			
15	(1)市が実施すべき基本的事項	<p>・市の責任を明確にすることは必要とは思いますが、教育委員会との責任のあり方を明確にしなくては混乱が起き、結果的には責任が不明確になるのではないのか。基本方針として改めて明確にすべきだろう。</p>	<p>・「いじめ防止対策推進法」第7条(学校の設置者の責務)「…その設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する」を基に示しております。</p>
16		<p>・私立校と教育委員会の基本的な関係はどうなっているか。</p>	<p>・「私立学校法」において、所轄庁(文部科学大臣又は都道府県知事)の権限を限定しており、私学法第6条に「教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる」と示されております。「いじめ防止対策推進法」では、私学法の規定を前提としつつ、重大事態が発生した場合、その重大性に鑑み、学校法人が設置する学校に対し、都道府県知事に対して「重大事態が発生した旨」の報告を新たに義務づけています(「いじめ防止対策推進法」第31条第1項)。また、都道府県知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校法人又は学校が行った調査の結果について調査を行うことができることが示されております。(法第31条第2項)</p>
17	(2)いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織	<p>・「市立小中学校・市立習志野高校の児童生徒のいじめ防止等に関係する機関及び団体」とは具体的にどの機関と団体か。</p>	<p>・各機関・団体として、警察・連合町会連絡協議会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・青少年相談員連絡協議会・青少年補導委員連絡協議会・PTA連絡協議会・人権擁護委員等を考えております。</p>
18		<p>・教育委員会の附属機関設置の具体的な内容はまだ検討されていないのか。教育委員会の直轄か。構成メンバーはどのように考えられているのか。権限はどうなるのか。直接現場で責任を担っている校長との関係について、どのようになるのか。</p>	<p>・教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態に関すること等について調査審議する組織を設置する準備を進めております。</p>
19	(3)教育委員会が実施すべき基本的事項	<p>・「教育委員会に附属機関を設置」や「各学校と総合教育センター等関係機関」と関係機関が複雑のようだが、権限や職務は明確になっているのか。いずれにしても「いじめ問題の専門家」の参加が必要だと思う。担任の先生との関係はどのようになるのか。</p>	<p>・習志野市総合教育センターは、相談活動(教育相談、就学相談、青少年・家庭教育相談)を行う機関としての役割を担っており、担任をはじめ学校の教職員や保護者と連携しながら、相談や援助にあたっております。今後も、報告・連絡・相談を基本にするとともに、速やかな対応ができる組織体制を構築してまいります。</p>
20		<p>・一般的に言ってアンケートに過大な期待を置くのは危険だろう。現代のいじめの構造は複雑で、アンケートに生徒たちが素直に現状をそのまま記入すると期待はできないだろう。過去のアンケート調査の精査の結果を公表すべきである。その上で、アンケート調査のあり方について市民も交えて検討する必要がある。現在のアンケート調査のあり方を生徒がどう受け止めているのか。アンケート調査に期待してはいないのではないだろうか。生徒の信頼がなければ、アンケート結果は形骸化する。</p>	<p>・いじめアンケートの結果については、まとめたものを校長会議にて公表する取り組みを行っております。また、今後設置する教育委員会の附属機関にも、アンケートの結果について報告し、いじめ防止等の対策について協議することを予定しております。アンケートはいじめ防止等の対策の一つとして意義があるものと捉え、今後もいじめの防止等に生かしていくようにいたします。</p>
21		<p>・いろいろな取り組みがおこなわれるが、事後検証が必要である。地域や家庭の連携を期待したいなら、その検証過程に市民も参加させるべきだと考える。過去30年以上、教育関係者たちは対策を検討し実施してきた。その取り組みを検証し、専門家の多くの言説を考慮し、いじめの原因の究明と対策を「あらたに」考えなくてはならない。特に、「いじめの構造」で閉鎖的な教育環境があるとの指摘にどのように答えるのか。生徒総会の「いじめ根絶宣言」は本当に有効なのだろうか。この種の集団的教育制度のあり方自体が「いじめ」を生む土壌と係わっているとの疑いが「教育環境閉鎖性」という言葉にこめられているのではないだろうか。閉鎖的な空間で「いじめ」の温床と同じ「閉鎖空間」で生徒の本音が出てくるほど先生も生徒も多分、「いじめ根絶宣言」の効果をそれほど信じていないのではないだろうか、と疑わしく思われる。もしも、教育の閉鎖性に根本原因があるのだとすると、閉鎖性に対する何らかの対応なしに、「いじめ根絶宣言」をさせても効果は期待できない。</p>	<p>・児童生徒が「いじめは決して許されないこと」を学び、主体的に考え行動を起こすことに意義があると考え、児童生徒に主体性を持たせること、意義のある教育環境を整えること等、様々な方向からいじめ防止等の取り組みを推進してまいります。また、地域や家庭との連携のあり方についても、より良い形を検討してまいります。</p>

4 学校及び学校の教職員の役割			
22	(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定	<p>・学校毎に「いじめ」の現れ方には違いがあるかもしれない、その意味では、基本的には各学校に基本方針が策定されることは好ましいことだと思われるが、心配もある。一つは各学校に責任を転嫁すること、二つ目は教育委員会の逃げ道とならないか、過去30年間有効な施策を講じることができなかった「いじめ」が学校単位で解決できるとは考えにくい。あらわれ方に違いがあっても、いじめ共通の原因があるように思われる。この部分を教育委員会はどのように理解し対応する必要があると考えて、この「いじめ防止基本方針」を作成しようとしているのか。「2(1)いじめの防止」に、『いじめは決して許されない』ことへの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて…」と、子供の責任であるとの立場が明記されている。子供の置かれた状況とか環境が全くいじめに関係ないかのようである。各学校固有の問題の前に、習志野市固有の問題、千葉県固有の問題、さらに日本の教育制度固有の問題も関わっているのではないかと。責任に問われるのは、犯罪者と同時に権力の地位にある経営責任者である。これが社会の通念であるが教育問題は異なった論理が見える。末端の現場責任という印象が強く、最悪なのは責任が子供にあるということだけが強調されている印象を受ける基本方針案なのである。「いじめは決して許されない」ことを子供に自覚させることだけで、いじめが防止できると本当に考えているのか。過去30年以上の研究結果、さらにこれからも発表される研究成果を参照し「考え続ける」必要がある。</p>	<p>・「いじめ防止対策推進法」第13条において、「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務づけられており、本市の市立各校においても策定しております。いじめ防止等の対策においては、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が丸となって取り組むことが大切であると考え、「学校いじめ防止基本方針」を策定することは、いじめ防止等の対策の重要な柱の一つとして捉えるとともに、日常の教育活動に有効に生かされるよう各校に働き掛けてまいります。同時に、児童生徒が、「主体的かつ真剣に考えることができる取り組み」や「互いに良好な関係を築くことができる取り組み」は、教育上大変意義のあることと捉えており、いじめの防止等においても重要であると考えております。文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「社会総がかりでいじめの問題に対峙する」ことが示されているように、いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、『いじめは絶対に許されない』、『いじめは卑怯な行為である』、『いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる』との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し連携することが重要であると捉えております。今後も、子供を育むために、より良い方策について考え続けてまいります。</p>
23		<p>・学校を閉鎖空間に置かない。子供の「居場所」を閉鎖的にしない工夫が求められると考える。大人の世界にも「いじめ」は多い。子供の場合との違いは、大人は居場所を代えることができる場合が多く、そのように対応している。転職や、異動である。いじめ問題が限界をこえるのは「居場所」を代えることができないところにあると思われる。この側面を工夫できないか。いじめ対策の根本的な課題ではないか。近隣市との連携のもと、子供の居場所を変えらるる対策を検討すべきだと思う。</p>	<p>・各校では校内・地域・家庭・関係機関と連携することを大切に教育活動に取り組んでいます。今後も、教育環境を閉鎖的にしない工夫と同時に、学級や学年、学校が児童生徒が自己実現を図ることができる居場所となるよう、教育活動を進めてまいります。</p>
24	(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置	<p>・現代の子供のいじめは巧妙であり先生にも容易に見つけられないいじめが多いと言う。保護者が相談しても問題がさらに複雑化してしまい、悪化したという研究報告もある。過去には保護者が相談しても子供を救えなかったケースが新たな仕組みの中で有効性が期待できるなら、その仕組みを明確にしてほしい。</p>	<p>・早期発見するために、情報を共有できる関係作りと、速やかに解決に向けて動く体制作りが必要であると考え、今後も取り組んでまいります。</p>
25		<p>・犯罪が発生したら警察に通報するのは当然である。問題は犯罪であると認定する根拠を明確にする必要があると考える。これは現場の先生の判断に任せられることではない。警視庁少年保安課のいじめの定義は、「犯罪の定義」だと思われる。「防止」に関しては直接的には警察が関与しないだろう。犯罪にいたる前の段階の対応策が書かれているのだと思われるが、「いじめ問題対策連絡協議会」「教育委員会会議」「校長会議」等の場で結果の報告、「総合教育センター等関係機関」、等と関係機関が複雑のように思われる。それぞれの役割を明確にし、個々のいじめ発生から「犯罪」の段階まで進む過程の節々で連絡・相談・報告等のあり方を整理し明らかにしなくては混乱するのではないだろうか？先生が「いじめ」に気が付いた「段階」には違いがあるだろうが、疑いの段階から何らかの報告が行われるのだろうか？市長が関わるなら、関わり方が市民にもわかるようにしてほしい。</p>	<p>・「いじめ防止対策推進法」第14条第1項及び第3項に規定された組織と併せて、関係機関等の役割と連携の仕組みについて整理し、実効的に未然防止・解決につなげるようにしてまいります。</p>
5 保護者及び市民の役割			
26	(1)保護者の役割	<p>・習志野市・習志野市教育委員会の「協力」の実態をもっと具体的にしなければ「協力」のしようがない。方針の中で述べられている「保護者には、いじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する」ということだろう。しかし、現実に自殺まで追い込まれたケースでも、学校に相談しても「いじめはありません」との返答で放置されたケースがある。保護者の信頼を得られる制度が前提となるが、その有効性に確信があるのだろうか。信頼回復をはかる「なにか」が欠けていると思われる。ともかく、保護者に「いじめとはなにか」を周知徹底させることが前提となるであろう。</p>	<p>・パブリックコメント案では、「(1)保護者の役割」としておりましたが、習志野市・習志野市教育委員会が、保護者との連携を図りながら進める姿勢を表すために、「(1)保護者との連携」に改め、保護者に働き掛ける姿勢を示すことといたしました。また、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」をそれぞれにホームページに載せ公表することによって、保護者・地域に対する情報発信を行っております。今後も、保護者会や個別面談等の場において、児童生徒の様子やいじめについての情報を共有する等、子どもたちをともに育む姿勢で取り組んでまいります。</p>
27	(2)市民の役割	<p>・市民がいじめを発見する可能性はきわめて低いだろう。子供たちは巧妙であり大人にすぐわかるようないじめは殆どないのではないだろうか？市民が感知できるような「いじめ」は相当悪化した段階だろう。情報提供なら警察が一番早く対応可能だと思われる。「習志野市、習志野市教育委員会、学校その他の関係者に情報を提供」と言われても、電話番号すら分からない。24時間対応の窓口でもない限り、市民の積極的な協力を得るのは難しいのか。</p>	<p>・パブリックコメント案では、「(2)市民の役割」としておりましたが、習志野市・習志野市教育委員会が、市民との連携を図りながら進める姿勢を表すために、「(2)市民との連携」に改め、市民に働き掛ける姿勢を示すことといたしました。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持つことと、いじめを積極的に認知することが大切であると考えております。学校の電話番号は学校や市のホームページ、習志野市市民ハンドブック等で周知しておりますので、活用していただければと考えております。また、いじめ問題等、子供や保護者がいつでも相談できる「24時間子供SOSダイヤル」について携帯できるカードに印刷し、生徒に配布する取り組みを行っております。今後も、引き続き、情報提供を図ってまいります。</p>

6 重大事態への対処			
28		<p>・「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」緊急対応を迅速に進めるためにはこの条文だけでは不十分と思われる。緊急性にはかなりの幅があるだろう。一刻を争う事態も少なくないだろう。じっくり調査している余裕はないのではなかろうか。警察の協力を得なくてはならないケースも重大事態では多いと考える。この判断基準と判断者を明確にしなければならない。「子供の安心安全」を市長および教育長は自己の責任を明確にして、誠実に真剣に取り組まなければならない。この責任は3項の「習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策」の冒頭に明記すべきと考える。</p>	<p>・「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」緊急対応を迅速に進めることが必要であると考えております。学校が直ちに教育委員会に報告し、速やかに調査等、対応を進めることができるよう考えております。習志野市・習志野市教育委員会が、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務のもと、施策を進めてまいります。</p>
7 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項他			
29		<p>・「いじめ防止基本方針(案)」の作成に際し、保護者や市民の意見の聴取をどのように行いそれらをどのように反映させたのか。公共施設再生計画の推進に際してはワークショップが開催され、参加者も多くなってきているようであり、多くの市民が参加し、当該計画は市民の間でも話題にされ成果があがる段階にきている。「いじめ問題」もこの種の「市民の合意形成的な仕組み」を計画すべきだと考える。これらの仕組みは単に民意の聴取だけではなく啓発的側面の意味も大きいと考えている。</p>	<p>・9月1日～9月30日の期間、パブリックコメントを実施し、広く意見をいただく機会を設けたところ、2名の市民の方から御意見をいただきました。各校の「いじめ防止基本方針」につきましては、各校のホームページに載せる取り組みを行っており、市の「いじめ防止基本方針」につきましても、市のホームページに掲載してまいります。</p>
30		<p>・「子供たちにお互いがお互いを認め合うというルールを守らせること」という教育長の基本的な考え方が「基本方針」に書かれていない気がする。現職の教育長の考えが反映されていない方針は機能不全に陥るだろう。「お互いがお互いを認め合う」ことを「子供たちが理解し納得する」のは簡単ではないだろう。</p>	<p>・「1(1)基本理念」に「すべての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、2(1)いじめの防止」に「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて具体的な指導を推進すること」等に示した基本的な考え方の中に含まれると考えております。今後も、「子供たちにお互いがお互いを認め合うというルールを守らせること」等、健全な人間関係を育むことができるよう取り組んでまいります。</p>
31		<p>・「4 学校及び学校の教職員の役割、6 重大事態への対処、7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」では、「学校」に対して、「学校いじめ防止基本方針」の策定指示以外にも各種の対応を指示しているが、これで本当に必要十分であるか。また、それぞれの指示がどのような関係性を持っているか、など文章だけでは判断が難しい。具体的なマニュアルなどを策定するよう提案する。絵図入りで、学校や各関係者等が、いつ、誰が、どのようなことをすべきか分かりやすく解説すれば、学校担当者はもとより、一般市民も理解しやすくなるはずである。</p>	<p>・今後、マニュアルの作成等、より良い方策について検討してまいります。</p>